

「議会報告会＆意見交換会」

議会基本条例推進委員会



開催：令和7年11月8日(土)

午前：中里防災コミュニティーセンター（7名）

午後：百合が丘2丁目会館（9名）

9月議会（令和6年度決算審査、条例・陳情審議ほか）を中心に、動画を使って報告。

その後参加者との意見交換を行いました。



次回は令和8年5月の予定です

ご意見・ご要望ありがとうございました

- バス減便等も含めた交通手段への不安
- 樹木による通行の危険性や掃除の大変さ
- こどもまんなかが高齢者には不安も
- こどもと対話することの重要性
- 小中一貫教育校設置への要望
- 広報ほか情報の発信のあり方など

「二宮町議会ハラスメント研修会」

議会基本条例推進委員会

ハラスメント防止に関する研修は、ハラスメント根絶条例で位置付けられたもので、11月20日、講師として横浜合同法律事務所所属の田渕大輔弁護士を招き、「ハラスメントにより生じる法的問題」というテーマで、最近の裁判例にも触れつつ、ハラスメントに対する社会の意識の変化を学んだ。

「愛のムチ」は過去の遺物

ハラスメントの概念は、セクハラ、カスハラなど多様化している。「宴席での無礼講」「愛のムチ」は、過去の遺物となった。議員としては、パワーハラスメントについて、特に留意する必要があるということで、6類型（身体的・精神的攻撃、人間的関係からの切り離し、過大・過小な要求、個の侵害）について詳しく触れられた。いずれも、見極めの鍵となるのは「業務上の必要があるか」「相当な範囲のものか」という点である。

3つの裁判例が紹介された。その中でも、男性議員の女性職員に対する「懇親会での飲酒の強要・性的言動」「行政視察時の性的言動・飲酒の強要・性的発言」などに対して100万円の慰謝料を認めた裁判例は令和4年のものであった。このような事例が続くことに驚く。

講演後、事実認定の難しさ、裁判費用、実際の個の侵害にあたるケースなどについて質疑した。最後に、田渕弁護士は憲法13条でうたう「個人の尊厳の尊重」が大切だと述べ、研修を締めくくった。

今後も、ハラスメント根絶の観点から、研修は継続実施する。



真剣に聞き入る各議員

二宮町議会 YouTube配信 開始

12月1日からの委員会をYouTubeで動画配信（試行）しています。
ぜひご覧ください。チャンネル登録もよろしくお願いします。

運用方針・運営要綱・留意事項・免責事項・申し合わせ等、配信にあたり必要な各種ルールを策定しました。
まずは、議会HPにてご確認ください。

ルールの一部

- 第1委員会室で開催される各委員会
- 誹謗中傷や個人情報等の恐れがある部分は削除する
- おおむね1週間後に配信、会議録が作成されるまで
- 無断での編集、複製、転用は不可
- など



ルール・
留意点



二宮町議会
YouTube
チャンネル